

# 種苗法の一部を改正する法律

(平成一七年六月一七日法律第五九号)

## 一、提案理由(平成一七年四月七日・参議院農林水産委員会)

国務大臣(島村宜伸君) 種苗法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

現行種苗法は、種苗が農林水産物の生産に不可欠な基礎的生産資材であることにかんがみ、優良な新品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図るため、品種登録に関する制度及び指定種苗の表示に関する規制等について定めたものであります。

このうち、品種登録制度は植物の新品種の保護に関する国際条約の内容に対応した制度であり、昭和五十三年の制度発足から現在まで新品種の出願件数、登録件数ともに順調に増加しており、我が国の育種の振興に大きな役割を果たしているところであります。

また、平成十四年に成立した知的財産基本法においては、我が国が知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより、産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会の実現を図る知的財産立国を指向することが明確に示されているところであり、この法律に基づき決定された知的財産推進計画にも、植物の新品種の保護の強化が盛り込まれているところであります。

しかしながら、近年、我が国で登録された植物の新品種の種苗が海外において育成者に無断で利用され、その収穫物が、加工され、育成者権の効力の及ばない加工品として、脱法的に我が国に輸入されること等の問題が新たに生じており、特色ある品種による産地づくりに取り組んでいる農業者、産地等への影響も懸念されております。

また、植物の新品種の育成には、多額の費用や長期の期間が必要であります。現行の育成者権の存続期間では、新品種の育成者の利益が十分に確保できない等の問題が生じております。

このような、最近における植物の新品種の育成者の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国の方向性にかんがみ、育成者権の保護の強化を図ることを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、加工品への育成者権の効力の拡大であります。現在、育成者権の効力の及ぶ範囲は、種苗についての行為及び収穫物についての行為としておりますが、この範囲を拡大し、収穫物から生産される加工品についての行為を育成者権の効力の及ぶ範囲に追加することとしております。さらに、収穫物から生産される加工品について育成者権を侵害した者を罰則の対象に追加することとしております。

第二に、育成者権の存続期間の延長であります。現在、育成者権の存続期間は、果樹等の永年性植物については二十五年、その他の植物については二十年としておりますが、存続期間をそれぞれ延長し、果樹等の永年性植物については三十年、その他の植物については二十五年にすることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

## 二、参議院農林水産委員長報告（平成一七年四月一三日）

中川義雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、我が国の登録品種の種苗が不正に国外へ持ち出され、加工品として輸入されるおそれがあること等から、植物新品种の育成者権の効力が及ぶ範囲に、加工品の生産、譲渡、輸入等の行為を追加するとともに、育成者権の存続期間の延長等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、植物新品种の保護制度の意義、加工品に対する権利保護の実効性、特にDNA品種識別技術の開発、EPA交渉等を通じたアジア地域における植物新品种保護制度の拡大の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細につきましては会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、衆議院農林水産委員長報告（平成一七年六月一日）

山岡賢次君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....（略）.....

次に、参議院送付の二法律案について申し上げます。

.....（略）.....

また、種苗法の一部を改正する法律案は、育成者権の保護の強化を図るため、登録品種の収穫物から生産される加工品にも育成者権の効力を及ぼすとともに、育成者権の存続期間を延長しようとするものであります。

両案は、六月七日本委員会に付託され、翌八日島村農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨九日質疑を行いました。質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。